

科学技術イノベーション政策推進専門調査会 の設置等について

平成 23 年 8 月 11 日
総合科学技術会議

- 1 総合科学技術会議令第 2 条第 1 項に基づき、総合科学技術会議に科学技術イノベーション政策推進専門調査会を設置する。

科学技術イノベーション政策推進専門調査会は、第 4 期科学技術基本計画に沿った政策の確実な推進を図るため、同計画に掲げられた「震災からの復興、再生」、「グリーンイノベーション」、「ライフイノベーション」、「基礎研究及び人材育成」等の重要事項に関して、PDCAサイクルの実効性の確保を含めた、科学技術に関する基本的な政策の推進に係る事項について調査・検討を行う。

- 2 総合科学技術会議令第 1 条第 1 項に基づき、総合科学技術会議に、科学技術に関する基本的な政策の推進に係る事項について調査・検討を行う専門委員を置くことにつき、内閣総理大臣に意見具申する。

(参考1)

1. 検討事項

- 第4期科学技術基本計画の推進の上で専門的検討が必要とされる事項
- 第4期科学技術基本計画に掲げた施策の実施状況についての把握と更なる推進策の検討

等

2. その他

科学技術イノベーション政策推進専門調査会の設置に伴い、平成23年3月31日付けで基本政策専門調査会（平成21年6月19日総合科学技術会議決定）を廃止する。なお、基本政策専門調査会の下部組織も廃止することとする。

また、科学技術イノベーション政策推進専門調査会の決定により、その下に、第4期科学技術基本計画の推進体制を適切に整備するものとする。

(参考2)

○総合科学技術会議令（平成12年政令第258号）〔抜粋〕

（専門委員）

第一条 内閣総理大臣は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、総合科学技術会議（以下「会議」という。）の意見を聴いて、会議に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

（専門調査会）

第二条 会議は、その議決により、専門調査会を置くことができる。

2 専門調査会に属すべき者は、専門委員のうちから、議長が指名する。ただし、議長は、必要があると認める場合は、専門調査会に属すべき者として議員を指名することができる。

3 専門調査会は、その設置に係る調査が終了したときは、廃止されるものとする。

総合科学技術会議
科学技術イノベーション政策推進専門調査会
委員名簿

2012. 3. 21

会長	相澤 益男	総合科学技術会議議員
	奥村 直樹	同
	今榮 東洋子	同
	白石 隆	同
	青木 玲子	同
	中鉢 良治	同
	平野 俊夫	同
	大西 隆	同

(専門委員)

石川 幹子	東京大学大学院工学系研究科教授
上山 隆大	上智大学経済学部教授・学部長
春日 文子	国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部室長
北城 恪太郎	日本アイ・ビー・エム株式会社最高顧問
久間 和生	三菱電機株式会社執行役副社長
小谷 元子	東北大学大学院理学研究科教授
庄田 隆	第一三共株式会社代表取締役会長
中馬 宏之	一橋大学イノベーション研究センター教授
成宮 周	京都大学大学院医学研究科教授
松本 紘	京都大学総長

科学技術イノベーション政策推進専門調査会 役割及び期待される成果

平成24年3月21日

総合科学技術会議

科学技術イノベーション政策推進専門調査会

総合科学技術会議 科学技術イノベーション政策推進専門調査会の役割及び審議結果の期待される成果は次のとおりである。

(1) 役割

第4期科学技術基本計画に基づき、科学技術イノベーションを一体的に展開し、国際競争力の向上に資する、重点的かつ優先的に取り組むべき骨太の課題、政策、施策、並びに科学技術イノベーションの推進に向けたシステム改革を進めるための取組の方向性について審議を行い、提言・提案をまとめる。

(2) 期待される成果

本調査会の審議結果は、総合科学技術会議（以下、本会議）へ付議され、総理および科学技術政策担当大臣を含む関係閣僚を交えて議論されることとなり、本会議にて一定の結論が得られた場合には、政府の基本的な科学技術政策となり、関係府省の政策へ具体的に反映され実施される。

第4期科学技術基本計画の推進体制

H24.3.21時点

I. 基本認識

1. 日本における未曾有の危機と世界の変化

東日本大震災を世界的課題と捉え、あらゆる政策手段を動員して震災対応に取り組む必要がある。我が国と世界は、政治、社会、経済的に激動の中にあり、科学技術に求められる役割も大きく変化する。

<日本における未曾有の危機>

- ・ 東京電力福島第一原発事故を含めた大震災による直接的、間接的被害
- ・ 少子高齢化、人口減少の進展、社会的、経済的活力の減退
- ・ 産業競争力の長期低落傾向

<世界の変化>

- ・ 地球規模問題の顕在化、資源、エネルギーの獲得競争激化
- ・ 新興国の経済的台頭、経済のグローバル化の進展
- ・ インバネーションシステムの進化、頭脳循環の進展

2. 科学技術基本計画の位置付け

今後5年間の国家戦略として、新成長戦略を幅広い観点から捉えて深化、具体化し、他の重要政策との一層の連携を図りつつ、我が国の科学技術政策を総合的かつ体系的に推進するための基本方針

科学技術イノベーション政策推進専門調査会

- ・ 論文の占有率の低下、論文被引用度の国際的順位も低水準
- ・ 政府投資は増加傾向にあるものの、近年伸び悩み
- ・ 大学の若手ポスト減少、施設・設備の維持管理に支障
- ・ 科学技術に対する国民の理解が必ずしも得られていない

4. 第4期科学技術基本計画の理念

- (1) 目指すべき国の姿
 - ① 震災から復興、再生を遂げ、将来にわたり持続的な成長と社会の発展を実現する国
 - ② 安全かつ豊かで質の高い国民生活を実現する国
- (2) 今後の科学技術政策の基本方針
 - ① 自然災害など地球規模の問題解決に先導的に取り組む国
 - ② 国家存立の基盤となる科学技術を保持する国
 - ③ 国の資産を創出し続け、科学技術を文化として育む国

- (2) 今後の科学技術政策の基本方針
 - ① 「科学技術イノベーション政策」の一体的展開
 - ② 「人材とそれを支える組織の役割」の一層の重視
 - ③ 「社会とともに創り進める政策」の実現

復興再生戦略協議会

グリーンイノベーション戦略協議会

ライフイノベーション戦略協議会

1. 基本方針

国として取り組むべき重要課題を設定し、その達成に向けた施策を重点的に推進

2. 重要課題

- (1) 安全かつ豊かで質の高い国民生活を
- (2) 我が国が
- (3) 地球規模の問題解決への貢献
- (4) 国家存立の基盤の保持
- (5) 科学技術の共通基盤の充実、強化

3. 重要課題の達成に向けたシステム改革

(Ⅱ. 5.) で掲げた推進方策に基づく取組を推進

重点化課題検討TF

推進(「東アジア・サイエンス&イノベーション・エリア構想」等)

及び協力の推進

の強化

ICT共通基盤技術検討WG

ナノテクノロジー・材料共通基盤技術検討WG

科学技術外交戦略TF

基礎研究及び人材育成部会

4. 国際化の推進及び基盤の形成

- (1) 大学及び公的研究機関における研究開発環境の整備
 - ① 大学の施設及び設備の整備
 - ② 知的基盤の整備
 - ③ 研究情報基盤の整備
- (2) 先端研究施設及び設備の整備、共用促進

のキャリアパスの整備 ③ 女性研究者の活躍の促進

IV. 基礎研究及び人材育成

1. 基本方針

重要課題対応とともに「車の両輪」として、基礎研究及び人材育成

2. 基礎研究の抜本的強化

- (1) 独創的で多様な基礎研究の強化(科学研究費補助金の一層の)
- (2) 世界トップレベルの基礎研究の強化(研究重点型大学院の形成)

3. 科学技術を担う人材の育成

- (1) 多様な場で活躍できる人材の育成
 - ① 大学院教育の抜本的強化(産学問対話の場の創設、大学院教育振興施策要綱の策定等)
 - ② 博士課程における進学支援及びキャリアパスの多様化
 - ③ 技術者の養成及び能力開発

1. 基本方針

「社会及び公共のための政策」の実現に向け、国民の理解と支持と信頼を得るための取組を展開

2. 社会と科学技術イノベーションとの関係強化

- (1) 国民の視点に基づく科学技術イノベーション政策の推進
- (2) 政策的企画立案及び推進への国民参画の促進
- (3) 社会と科学技術イノベーション政策をつなぐ人材の養成及び確立
- (4) 科学技術コミュニケーション活動の推進

3. 実効性のある科学技術イノベーション政策の推進

- (1) 政策の企画立案及び推進機能の強化(「科学技術イノベーション戦略本部(仮称)」等)

科学技術イノベーション政策推進専門調査会

- ① PDCAサイクルの実効性の確保
4. 研究開発投資の拡充

国民が合わせた研究開発投資の対GDP比4%以上、政府研究開発投資の対GDP比1%及び総額約25兆円

制度改革 ② 競争的資金制度の改善及び充実

な制度創設) ② 研究活動を効果的に推進するための体制整備

の確立 ② 研究開発評価システムの改善及び充実

「復興・再生戦略協議会」「グリーンイノベーション戦略協議会」
「ライフイノベーション戦略協議会」の設置について

平成24年3月21日

総合科学技術会議

科学技術イノベーション政策推進専門調査会

1. 趣旨

第4期科学技術基本計画第Ⅱ章を推進する「科学技術イノベーション戦略協議会」として、「復興・再生戦略協議会」「グリーンイノベーション戦略協議会」「ライフイノベーション戦略協議会」を設置する。

2. 役割及び期待される成果

<役割>

- ・ 震災からの復興・再生、グリーンイノベーション、ライフイノベーションそれぞれの課題達成の観点から、イノベーションを実現するために必要なシステム改革（規制・制度改革、導入促進策等）を含め、府省の枠組みを超えて国として推進すべき戦略、取組内容案を具体化する。
- ・ 上記戦略等のPDCAサイクルを実施する。
- ・ 産学官をはじめ、多様で幅広い関係者の連携・協力を行う場としての役割を果たす。

<期待される成果>

- ・ 科学技術重要施策アクションプラン（案）を取りまとめ、科学技術イノベーション政策推進専門調査会へ提案する。
- ・ イノベーションを実現するために必要なシステム改革（規制・制度改革、導入促進策等）を取りまとめ、科学技術イノベーション政策推進専門調査会へ提案する。

3. 公開

原則公開で行う。

4. 戦略協議会の庶務

政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）において処理する。

「基礎研究及び人材育成部会」の設置について

平成24年3月21日

総合科学技術会議

科学技術イノベーション政策推進専門調査会

1. 趣旨

第4期科学技術基本計画第IV章の推進体制として、「基礎研究及び人材育成部会」を設置する。

2. 役割及び期待される成果

<役割>

国際的な動向を踏まえて、基礎研究及び人材育成関係施策に関し、これまでの取組も活用した具体的な提言を取りまとめる。

<期待される成果>

具体的な推進方策を取りまとめ、科学技術イノベーション政策推進専門調査会へ提案する。

3. 公開

原則公開で行う。

4. 部会の庶務

政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）において処理する。

「ICT共通基盤技術検討ワーキンググループ」
「ナノテクノロジー・材料共通基盤技術検討ワーキンググループ」
の設置について

平成24年3月21日
総合科学技術会議
科学技術イノベーション政策推進専門調査会

1. 趣旨

第4期科学技術基本計画第Ⅱ章及び第Ⅲ章に掲げた課題の達成に、横断的に活用されうる「共通基盤技術」についての推進体制として、「ICT共通基盤技術検討ワーキンググループ」「ナノテクノロジー・材料共通基盤技術検討ワーキンググループ」を設置する。

2. 役割及び期待される成果

<役割>

- ・ 第Ⅱ章及び第Ⅲ章に掲げた課題の達成に向け、横断的に活用されうるICT及びナノテクノロジー・材料の技術を検討する。
- ・ 国内外の技術動向の把握・分析を行い、国際競争力の視点からICT及びナノテクノロジー・材料の技術の強化を促進する。

<期待される成果>

- ・ 第Ⅱ章及び第Ⅲ章に掲げた課題の達成に向け、将来、必要と考えられる技術開発課題を特定し、各科学技術イノベーション戦略協議会等へ提案する。
- ・ 共通基盤技術に関する達成目標・ロードマップを作成し、科学技術イノベーション戦略協議会等と共有し、同戦略協議会等の検討へ生かす。

3. 公開

原則公開で行う。

4. ワーキンググループの庶務

政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）において処理する。

「重点化課題検討タスクフォース」の設置について

平成24年3月21日

総合科学技術会議

科学技術イノベーション政策推進専門調査会

1. 趣旨

第4期科学技術基本計画第Ⅲ章について、課題の具体化、重点化の検討を行う場として、「重点化課題検討タスクフォース」を設置する。なお、本タスクフォースは平成24年6月までの時限的な場とする。

2. 役割及び期待される成果

<役割>

- ・ 「復興・再生戦略協議会」「グリーンイノベーション戦略協議会」「ライフイノベーション戦略協議会」で議論することが適切な課題を整理する。
- ・ 上記に該当しない個別課題についての大括り化と府省連携の在り方を検討し、その実行策を具体化する。
- ・ 政府内の科学技術に関係する本部等との連携強化の在り方を検討する。

<期待される成果>

- ・ 「復興・再生戦略協議会」「グリーンイノベーション戦略協議会」「ライフイノベーション戦略協議会」で議論すべき課題を特定し、各科学技術イノベーション戦略協議会へ提案する。
- ・ 技術開発、実証、支援・普及制度等に関する取組みのパッケージ化や府省連携、産学連携の推進策をとりまとめ、科学技術イノベーション政策推進専門調査会へ提案する。
- ・ 総合科学技術会議におけるフォローアップの在り方、本部等との連携の在り方等を取りまとめ、科学技術イノベーション政策推進専門調査会へ提案する。

3. 公開

原則公開で行う。

4. タスクフォースの庶務

政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）において処理する。

「科学技術外交戦略タスクフォース」の設置について

平成24年3月21日

総合科学技術会議

科学技術イノベーション政策推進専門調査会

1. 趣旨

第4期科学技術基本計画第Ⅱ章、第Ⅲ章及び第Ⅳ章に掲げた国際関係の課題を推進するための検討を行う場として、「科学技術外交戦略タスクフォース」を設置する。
なお、本タスクフォースは半年程度の時限的な場とする。

2. 役割及び期待される成果

<役割>

- ・ 平成22年2月にとりまとめた「科学技術外交戦略タスクフォース報告書」のフォローアップと新たな課題の絞り込みを行う。
- ・ 上記を踏まえ、「科学技術外交連携推進協議会」の設置について検討する。
- ・ 第Ⅱ章、第Ⅲ章及び第Ⅳ章に掲げた課題のうち、国際関係の課題の達成に向け、科学技術基本計画に関連する府省施策のチェックを行う（施策レビュー）。

<期待される成果>

- ・ 「科学技術外交戦略タスクフォース報告書」のフォローアップと新たな課題を整理し、科学技術イノベーション政策推進専門調査会に対して報告する。
- ・ 上記を踏まえ、「科学技術外交連携推進協議会」の設置の必要性等について、科学技術イノベーション政策推進専門調査会に提言する。
- ・ 第Ⅱ章、第Ⅲ章及び第Ⅳ章に掲げた課題のうち、国際関係の課題の達成に向け、各戦略協議会、基礎研究及び人材育成部会と連携し、府省施策の修正、強化、追加等の必要な提言を行うと共に、アクションプラン等に盛り込むべき取組、施策を科学技術イノベーション政策推進専門調査会に対して提案する。

3. 公開

原則公開で行う。

4. タスクフォースの庶務

政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）において処理する。